

社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和2年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
令和2年11月上旬	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和3年2月上旬	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 （令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。）

なお、ご家族（配偶者やお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

■お問合せ **ねんきん加入者ダイヤル（ナビダイヤル） ☎ 0570 (003) 004**
※ 050 から始まる電話の場合は、☎ 03 (6630) 2525

つくば地域図柄入りナンバープレート

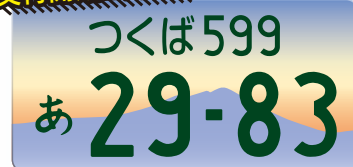
つけて走って広げよう 地域の魅力!

平成30年10月1日から、つくばナンバー地域の更なる知名度向上や地域振興などを図るため、地方版図柄入りナンバープレートの交付が開始されています。

新車・中古車の購入時はもちろん、現在乗っている車の車検時などに、同じ番号でいつでも交換が可能です。

種別	料金
中型標板（普通乗用車など）	7,580円
中型標板（軽自動車）	7,640円
大型標板（大型バス・大型トラックなど）	11,210円

交付開始2周年!



※上記料金に加え、1,000円以上寄付するとフルカラーの図柄入りナンバープレートを選択することができます。

※販売店や整備工場に取り付けを依頼する場合、別途取付手数料がかかります。

※詳細については、[市ホームページ](#)をご覧ください。

※お申し込みは、[図柄ナンバー申込サービスのホームページ](#)、またはお近くの販売店や整備工場にお問い合わせください。

市ホームページ▶



■お問合せ 企画課 ☎ 0297(21) 2181